

議員提出第1号議案

品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条および品川区議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年3月27日

提出者

高橋 伸 明	若 林 ひろき
大 倉たかひろ	せりざわ裕次郎
西 村 直 子	こしば 新
こんの 孝 子	塚 本よしひろ
松 永よしひろ	山 本やすゆき
須 貝 行 宏	

品川区議会議長

渡 辺 ゆういち 様

品川区議会委員会条例の一部を改正する条例

品川区議会委員会条例（昭和53年品川区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「企画部」を「企画経営部」に改め、同号イ中「総務部」を「区長室」に改め、同項第2号イ中「文化スポーツ振興部」を「文化観光スポーツ振興部」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(説明) 区の組織改正に伴い、常任委員会の所管事項に係る部の名称を改める必要がある。